産前産後休業掛金免除申出書

産前産後休業を取得するときに提出してください。産前産後休業の初日の属する月から掛金等が免除になります。

（共済組合提出用）

産前産後休業掛金免除申出書

組合員等								組合員氏名	生年月日
記号			番号						
6	0	0			1	2	3	4	共済　華子	

子の出産予定日（出産日）、単胎・多胎について記入してください。

所属所名	所在地
○　○　○　市	岐阜市○○○丁目○○番地

産前産後休業に係る子の出産年月日			単胎又は多胎の別	
	出産予定日	令和　○年○月○日		単胎・多胎
	出産日	令和　○年○月○日		

産前産後休業期間	初日	令和　○年○月○日	末日	令和　○年○月○日

※共済記入欄

掛金免

産前産後休業期間を記入してください。

※出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は 98 日）から出産日の後 56 日までの期間のうち、特別休暇の産前産後休暇を取得した期間になります。

上記

岐

令和　○年○月○日

申出者氏名　共済　華子

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。

令和　○年○月○日

所属所長　○○市長　○○　○○

【添付書類】

・特別休暇申請書の写し等

「特別休暇の産前産後休暇を取得していること 及び その期間」が証明できるもの

・母子手帳の写し等

「産前産後休業に係る組合員の氏名及び子の出産予定日（出産日）」が証明できるもの

・多胎妊娠の場合にあっては、その旨が証明できるもの

・（先の子にかかる養育特例の「申出書」を提出している方）

先の子にかかる養育特例期間と、当該子の産休・育休等による免除期間が重複する場合は、養育特例期間が一旦終了となります。

先の子にかかる養育特例の「終了届出書」を提出してください。【掛－14】